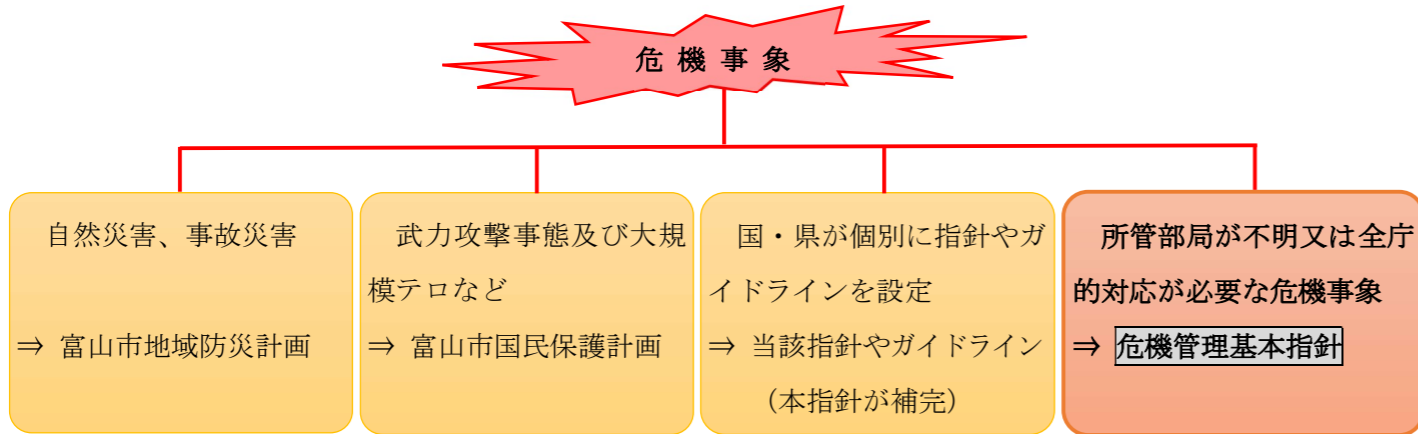


1. 本指針の位置づけ

富山市内及びその周辺において、危機事象が発生し、又は発生する恐れがある場合において、速やかに初動体制を確立し、全庁的な対策を迅速に実施するための基本的事項について定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全及び市政の円滑な運営を確保することを目的とする。



2. 平常時の危機管理対策

「危機管理＝日頃の業務の延長」として捉え、十分な事前対策をとる。

(1) 危機管理対策会議及び危機管理連絡会議

防災危機管理者(各部局長)や防災危機管理担当者(各部局調整担当課長等)のもと、各会議等の場を活用し、危機管理体制の整備等に関する事項の協議や、庁内連携と情報の共有化を図る。

(2) 危機管理マニュアル等の整備

各部局において、「危機管理マニュアル」や「業務継続計画」を整備し、緊急時の連絡体制や資機材の調達方法など随時見直しを行う。

(3) 市民や事業者の協力確保

危機事象発生時に市民や事業者から協力が得られるよう、平素から危機意識向上に係る啓発や情報交換を実施し、連携及び協力体制を構築する。

3. 危機事象発生時の初動対応

事象レベルの判定を行うとともに、市長や防災危機管理部長、関係部局との情報共有を図り迅速な対応に向けた体制を整備する。必要に応じて初動検討チームとの協議を行う。

事象レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
時間経過	発生	発生中			拡大・重大化
危機のインパクト	軽微	<ul style="list-style-type: none"> 危機事象の情報の影響度 想定又は発生している人的・物的被害の規模、範囲 緊急度（時間的切迫度） を総合判断			重大

4. 組織体制と対応

事象レベルに応じた組織体制をとり、速やかに危機管理の措置を講じる。

事象レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
組織体制	所管部局が明確 全庁的な対応が不要	<ul style="list-style-type: none"> 個別指針に基づく部局対応 関係部局危機連絡会議 			部局危機管理対策本部	部局危機管理対策本部
	全庁的な対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> 初動検討チーム※（防災危機管理部長主宰） 危機管理連絡会議 			<ul style="list-style-type: none"> 初動検討チーム 危機管理対策会議 	危機管理対策本部
対応方針 （参集範囲及び時間 庁内情報の共有 市民への情報発信）		レベルが上がるにつれ、より広く、より早く				

※ 事象レベルの判定が困難である場合や全庁的な対応が必要な場合に、組織横断的に対応する。

5. 迅速な初動と的確な対応のための重要事項

危機事象発生時においては、初動の速さとそれを可能にする役割分担や連絡体制の確保が重要であり、次の項目について確実に検討を行う。

重要検討事項（初動検討チェックリスト）

- 危機事象の兆候情報又は発生情報の情報源と情報内容は信頼できるものか。
- 初動対応に要する職員全員に情報が伝わっているか。
- 市長及び危機管理担当部との情報共有の必要性を検討したか。
必要と判断した場合、連絡したか。（連絡日時、連絡した者）
- 事象の信憑性や影響度、緊急度に応じた事象レベルの検討を行ったか。
- 事象レベルに応じた体制と対応方針について検討を行ったか。
 - 市職員の参集方針（事態が変化することを想定）
 - 市内部の関係部局への情報提供の必要性（連絡のタイミング、連絡範囲）
 - 市外部の関係機関との情報共有・協力要請の必要性（連絡のタイミング、連絡範囲）
 - 市民への公表の必要性を検討したか。（周知方法、タイミング、Q&A作成）

6. 危機収束への対応と今後の対策

危機事態の収束と安全の確認を確実にし、市内部での情報共有や市民への情報発信等を行う。また各種連絡会議や研修の場を通じて、今後の対策に向けたフィードバックを努める。